神道秘傳杉神俗解
全

音4
775
279

門曾
函775
卷277

神道祕傳折中俗解

一 三部本書
二 開闢初神
三 國常立尊
四 天神七代
五 地神五代
六 喜哉
七 宗廟社稷
八 三種神器
九 五行神
十 三部神道
十一 祓除
十二 三種鬼神
十三 内清淨外清淨
十四 天地相去未遠
十五 天津神籬
十六 本地垂跡
十七 海陸不通
十八 以淡州爲胞
十九 金毘羅神
二十 天鹿兒弓天羽々矢
雄誥嗜讓

東京帝國大學圖書之印

神道祕傳折中俗解

三部本書

羅山子道春

大正二年一月吉寄
中村楠雄氏贈

舊事紀十卷　聖德太子荻我馬子両人撰

古事紀三卷　太安麻呂撰

日本紀三十卷　舍人親王

自神代至持統

古の三ア八神代より人皇とのもの迄治りし日本紀八第三
書と云ふ事を寫る紀古事紀
曲日小出ずりとしもさ書
紀と考へるなるべし日本紀第一第二八神代
のなりこれ日月のかはるる相殘る二十八年八二十
八宿の星辰をうる合ふ三十年八一月のり数なり
八宿列宿
十卷法人
七年而終造
自三年篇蒙
例條成卷也

寛按立
數所謂
記帝紀十
紀帝王
故法天之
是大歲皆
年一周天也
表十卷
天之剛果
日以紀時也
家三十卷
三十日而
月

[illegible]書なるべし　舍人親王の日本紀と称して奏決せる事は
續日本紀に見えたる事と證據として信ずべ
き所の書のみは是迄なる也ト部の家に伝へし
の本書に移すべき家記小大日孝舍利頃伝藤恵
地伝と云部の家伝とを以て
云部の本書とし[illegible]宗源ると云ふ
んで審なるべしやまんや弘仁私序に日本書紀は
舍人親王朝臣安麻呂二人撰ぶ書を四年六月奏
進せしと云へり續日本紀に舍人の撰ぶ所と云て安麻呂
が名なし[illegible]紀に[illegible]
[illegible]二神と紀[illegible]
[illegible]舍人と云ふ
[illegible]
紀と云へり必ずしも秘せるにあらず紀と万人と
[illegible]文字と約するものなるべしは中ごろより特士[illegible]

日本紀を講ずる[illegible]
さるなるべしふるくの舊紀國紀と云ふ
[illegible]
[illegible]
[illegible]舍人の代書なるべし後の世うとんぜらるる古
[illegible]
菅野真道藤原継縄両人撰日本後紀四十巻自延暦十一年至天長十年
藤原緒嗣撰續日本後紀二十巻自文徳一代仁明
録十巻文徳一代 貞観三撰三代實録五十巻清和陽成光孝
特年撰ぶ[illegible]
[illegible]

同南北神　二

日本紀本文ハ正常之尊と云ふ
可[illegible]
[illegible]
[illegible]

天御中主尊高皇産霊尊神皇産霊尊の舊事紀に八天璩日天柱霧国稚日国狭霧尊次俱生二神天御中主尊高皇産霊次天地生二神国常立尊次天八下尊と云ふ古事記に天地初發のときに高天原に成る神天御中主神と云ふ次に高皇産霊神次に神皇産霊神と云ふ次に宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神次に豊雲野神次に国之常立神と云ふ古事記に天御中主神と云ふ高皇産霊神と云ふ神皇産霊神と云ふ中の神と云ふ次に国稚浮舟一の神と云ふ天地開闢の初の神名統一不同なり古事記の天御中主尊の神名は一神の名なり舊事紀に書き分れたる神名なり舊事紀に書き分れたる神名は天書なり舊事紀に類多き故に捨てられたるか一書曰と云ふこと也

古事記に帝王紀運の元祖神なり古事記は帝王紀運の元祖神なり

日本紀に舊事紀に書き分れたる神名は天書なり

舊事紀に書き分れたる神名は天書なり

舊事紀に書き分れたる神名は天書なり

神と称し奉り、[illegible]に出でし[illegible]天地萬物を其人の心のごとくするはいまだ分るべからず。陰陽の相生相対変化数数[illegible]天神地祇十二代と[illegible]云事とかや。筆下古の[illegible]

國常立尊 三

舊事紀に八十万の後代天譲日天狭霧国狭霧尊と云と書たり。日本紀にて八天常立尊と称して一神即色八百萬神八百万神即色一神といへり。天地開根萬物一機乃神なり。天地の始より天地の終まで[illegible]

[illegible]

上代一神千変万化してあらゆる法神となる。[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

く釋されば天は陽なり陽は奇數なれば天一天三なり
り天の形を象りて圓なり圓は一にして圓三なり
ゆえに參天とも云ふ也常に陽神三代は參天代なり
故に地の數は方なり故に偶にして
周四也故偶數にして地四なり又地は
五數なり偶數なり故に八卦は陽なり
故に八卦なり四代
地の數なるが故に八卦
艮巽乾坤の四隅あり四代の中四代陽神代なり
四の隅神代八卦
象の數なるが故に八卦は四
一系運動の作なり天神代は
始終相用なり万物代なり黄泉
又無なり仏家の神の義
沙代七代は二代なり
稱なり此神を稱して七代
沙代七代は二代なり
人とも人とも云ふ此世の統者
稱なり故に八卦の数八卦の数四方
日本紀に云ふ天神は地神
云ふ八方位の如し天神代
代なり此神を稱して
世の人天神七代地神五代の
舍の天神は天神なり
神皇正統記曰國常立尊
神なり此は國按
豊斟渟尊なり
國は天道
天道は

今俗の神代大六道尊大苦道尊と云 次に三世の神代四尊
尊惟根尊と云 天竺の仏神 [illegible] 陽の形 [illegible]
[illegible] 仏神実は四尊 [illegible] 一神より
[illegible] 分の位 [illegible]
[illegible] 三世三世の次第と云 [illegible]
[illegible] 紀 [illegible] 陽 [illegible] 神代 [illegible]
[illegible] 位と [illegible] 万代 [illegible]

仏神の代 五

天照大神 天忍穂耳尊 天瓊々杵尊 彦々火瓊々杵尊
鸕鷀草葺不合尊
天照大神は陽神 仏神の生母 日神 [illegible] 神武天皇 大日
霊貴と [illegible] 伊勢内宮 小 [illegible] 認 [illegible]
廟の [illegible] 汝孫瓊々杵尊 [illegible]

天孫と申奉る 大恩の孫 [illegible] 如組
高皇産霊尊 [illegible] 皇孫 [illegible] 皇孫
宇宙 [illegible] 外宮の相殿 [illegible] 舊記 [illegible]
神代年数 七神武紀 天照大神より 次東西
数十万歳と [illegible] 神武帝 初 [illegible] 鸕鷀草葺
神代の [illegible] 組 [illegible] 鸕鷀草葺
一代の [illegible] 万歳 [illegible] 素戔嗚尊
百年七 [illegible] 朔 [illegible] 文子の [illegible] 大 [illegible]
[illegible] 流 [illegible] 彼 [illegible]
[illegible] 流 [illegible] 神武歌 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 形 [illegible]
[illegible] 滅 [illegible]
[illegible] 天地 [illegible] 左
[illegible] 銘 [illegible] 云なる

[illegible]の八氣なり氣の天なるを
[illegible]神武帝の御代百歳[illegible]
[illegible]鶴[illegible]
[illegible]神武帝の御[illegible]相
[illegible]二人と
[illegible]一神の五代[illegible]
天神七代[illegible]代合[illegible]
[illegible]代説[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]一神[illegible]
[illegible]

喜哉 六

日本紀云陰神唱曰喜哉遇可美女男陽神唱曰喜哉
遇可美女男[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]陽神[illegible]
[illegible]
[illegible]

帝王の先祖德ありて功ありて後世まで廣く尊ばれたまふ
まつる是宗廟なり　伊勢八天神なり　神武八今の
始なりこれ氏宗廟とまつるなり　中古も天智
陵なり遊佐入庶と謀り國風改治ありて
ありて百濟とすくひ　十濟と云　又周公孔子の
道氏南淵先生まのひ設りと云　且學校と云て
律令とかり法と爲ふ　王者天武八帝位といへども
林泉に到て女王なり聖武帝の作なり　光仁
光仁天智帝の作なり　光仁以來今ふいたるまで寶祚
久しく作なり　紀氏も天智と宗廟と云　國忌と云
なり　年中行事載　應神の廟と八幡宮
と云なり　伊勢は宗廟なり　當初勾延會
議あるべきなれども　詔なりとの人もあるなり　日本にて社
稷といふ八胡延の家權護の神なり　中華にて社稷

石石祭　地祭　稷八五穀の神をまつる
といふ是なり　中華の不同なり　又七國の主を主とし
祀りなり　又行事の神なり　又行事の神なり　社稷
と社稷といふなり

三　種神器八

神璽　寶劍　内侍所

神璽八八坂瓊の曲玉なり　羽丘の神　氏素盞
なる素盞嗚尊　出雲國　氏天照太神　天石窟
まふとなり　氏　代代相傳　七勾延の寶なり
まのけて石窟のおもて　寶劍八十握劍と長さ十束あるなり　十握と云く
素盞嗚尊　出雲國にて　大蛇と戰ふとき　尾の中より
一つの劍ありこれ氏　天照太神に奉る　蛇の居所
なり　雲氣あるなり　天叢雲劍と名く　勾延の寶

物なりしと崇神天皇の御代に威霊を顕はさせ給ふ
ゆゑに別に一劍を作りて朝廷に奉り神代よりの劍をば
倭姫命に授け給ひ伊勢内宮の御殿に守護し給ふ日本武
尊東夷を征し給ふ内宮に参詣し給ふ倭姫命と交て此劍
を賜ふ尊夷を征し給ふ駿河
海に入給ふ時賊徒神火を放て尊を焼んとす
尊此劍を振給へば草なびき賊徒自滅す故に草薙と名
付給ふ此劍ハ天叢雲と名つく
此劍ハ天稚彦神の作り給ふ日
神の御命にて天孫の為に鍛る剣なり天孫降臨
の時天照大神内裏に清殿を造て神鏡を
南殿の板にうつして大切に崇め給ふ
けらる又内裏の剣ハ神鏡に
ちなむ内侍の剣ハ神鏡に
ちなむ内侍ハ天皇の御
寝所に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人乃五臓とありて肝の神を常とし作とし
火の象にして南方に位なり陽盛なるは百物繁生
もつぱら発生にして心の神を常とし
金の秋にして西方に位なり陰の収斂なるは百物を肅
殺とし五行にあつては肺の神を常とし
水にして北方に位なり陰盛なれば百物を
収斂して五臓にあつては腎の神を常とし
土は中央にして四季の土用にして百物を養生
五臓にあつては脾の神を常とし
色人身に陰陽五行と見たるものなり
小運動をつかさどる五運とも云
五行は一陰陽なり陰陽は一気なり五は天地
自然の数なり数あるはなほ気あるがごとし
あるはなほ気なるがごとし

もつぱら形とあるものは色をもつぱらとし
一とかくれかくれるものなり五は一つとなるは人の病
なり五臓一つとかけて形の病なるを紀もんの臓の病
治するは人参白朮乃たくひと用ゆるとも禁忌
猛烈の病を治するは芒硝ともつくるとも
とひ小人ふ者のものとも学ぶ人病を治するはた
神乃の会ふ所なり用ゆるもまべし次

三都神道 十

唯一宗源神道　両部習合神道　本迹縁起神道

是八神道トアのともいひつるなり　宗源とは日本
紀第二巻天児屋根命王神を之宗源と云　天児屋命は
春日明神也　是神を之宗源と云ふ　宗源なり宗源は
本源の家也　これをもつて宗源神道と号して日本
神代よりの伝なるものは別に是必のことと心得べし

中臣ト祓家流ノ[illegible]ハ[illegible]ハ二字ノ訓カ
[illegible]ハ佛書ニ三界唯一心又唯在一家法ナド言ヒ
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ日神ナリトイフヨ
[illegible]ハ大日ノ功德ハ除精魔
[illegible]ハ大日ノ本言ノ本言
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

皇孫ゆゑ〜〜しも〜〜〜

の深秘とつたへ[illegible]

[illegible]

の名をもなせるなり 鏡黄[illegible]花の神なりとつたへ大江

家の記録に載せられしなり

祓除 十一

[illegible]

つたへ[illegible]八[illegible]

の日の[illegible]の橋の柱[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天津神籬　十四

日本紀第二高皇産霊尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉斎矣汝天兒屋命太玉命宜特天津神籬降於葦原中國者爲吾孫奉齊爲乃使二神陪從天忍穂耳尊以降之

天忍穂耳尊以降之天孫日本の[illegible]

[illegible]天津神籬と天津磐境と申すは
[illegible]天照屋命を神籬とゝづけて天
忠須耳命を相殿[illegible]天御中主[illegible]纂疏に神籬は
叢祠とも解境は宮社と云る地籬と云天津は[illegible]
[illegible]の言は解境は[illegible]
或人のゝ神籬は坂本とも解境は天香山の磐城川
かさせるものゝ神と云り中に解境と
云り又一説に神籬は雷一名は天津磐境いう
日本紀に二物小見[illegible]川の吳名[illegible]纂疏
[illegible]
俗[illegible]人は去[illegible]神職と受[illegible]一人は[illegible]
[illegible]中あ[illegible]諸[illegible]
春日明神は大織冠[illegible]
[illegible]神籬の四[illegible]

一説に深秘の物なるは人[illegible]
[illegible]又は[illegible]と[illegible]
[illegible]神籬[illegible]
[illegible]年[illegible]天津神籬[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ものなれば[illegible]ふるると愧恥く今も[illegible]海流不可通
[illegible]と云くなりとて[illegible]紙にて[illegible]清く拭き海
[illegible]今の[illegible]海流不通の同紙なりし書せり天地ありて
[illegible]より[illegible]不通の海流[illegible]通のものなれば[illegible]
神書に日神月神と天之[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

本地垂迹　十七

古代神仏の本地垂迹説なる〻仏者の云出せしこと〻なれ共
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]天竺の仏も鬼神もうんで日本に渡れり
[illegible]
一体といふ事の流布り侍りて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

金毘羅神　十八

天竺の波羅奈国に天竺の金毘羅神なり仏法護
神なり唐土にて金毘羅神と云　山神欲葬と好んで後白毫子
尼子白毫子尼子は山の神の像なりと云て成八数ヲ惜ミ
神蛮なれ山神の像なりと云て人間やきくれるなり
故なりとぞ云いとく摩訶迦神に仕へ奉りて
を供奉り鄭の八王西方にて
王人なり罰を受とかの仏教渡唐
飯朝して後山神を訶責し　叔和素盛鳴尊と同体
なりと云唱なり　一説に金毘羅神八薬師十二神の中
の一なり仏教なるに日本の神と薬師の垂迹なりとす
るもの説に云りときこゆ流布して
摩訶迦神とのりく大己貴と云むむ大己貴八素盛
嗚尊なるかなり　六地仏神一体なる習合とふ八

傳教論に云ふ清華経に三千大千世界
の衆生ありと普賢の習合とまてさる示ふ
いふとのりくゆるとの八皆毘仏神なり
なり日本記に云ふ氏説なり　以決路洲為恥　十九
陽神陰神の日本書紀に産ムと
恥と胎内のもの一滴の精気
代候のもの一陽の神これなり　一月ニ成て血
あるなる二月すて精凝
とすなり　胞胎男女ともて定る　形整る
三月すて内動く　四月ふて筋骨三月七月すて
毛髪ぜん八月すて臓腑具る　九月すて母の飲食良
ものの穀の味母の胃の府ふ　十月すて精神坊ぜん
恥八見とすくむ　衣のもの　胎内ニ八

胞衣とゝのうの時八つまれて下るゆゑなるとき
時生れて胞衣後にくるを今俗湯洲といひて胞衣とする
一気胞れるゆゑ胞衣と名く湯洲なるゆゑ胞と名く湯
衣とゝのうの時の時八部の人ハ胞衣を陽神
万物をうむるゆゑ八池なるゆゑ乾坤父母民
八吾同胞なりとハ式部よく和書をも考へ
ひくなり〔さ〕ハ天地陰陽の
又ハ人ようけ
ゆゑなりとハ式部ハ和書の深
旨と知べし〔さ〕ハ天地陰陽の深
旨なり軍陣の時母衣とかゝる
ものゆゑ母衣を胞衣と
ゆゑ人略して胞衣ハ
略して庵るとき八よく情ハ
行ふ〔さ〕ハ白丸とれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名

ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名
ゝ〔さ〕ハ丸もとれて名

天夷比説　雄略と云天皇八百年ばかりの後に雄略と云天皇と清寧と云天皇と
なり素盞嗚の末孫なり　天皇の御代に雄略の時に
まてうり四なり上の御代に金鵄のうさ[illegible]
時の事を筆に記す　雄略の御代の雄略の御代の
[illegible]八後の
篠路より流れ　人を掘る
鳴梅[illegible]
那の横[illegible]四[illegible]
揚[illegible]揚[illegible]
云八武[illegible]

天鹿兒弓　天羽々矢

[illegible]八[illegible]
[illegible]

一ハ天の梔弓と名くしい弓ト新の説ハ弓の形赤宮の
屋[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神道祓傳折中俗解終

享保十六年五月九日新写 日生百家流弊治之書本

借写周氏以那氏本写之于时

文政三庚辰年 夏四月十四日 昏写成 中村直道